

○雫石町不当要求行為等対策要綱

平成16年5月31日告示第163号

平成29年4月28日告示第71号

(目的)

第1条 この要綱は、本町の事務事業又は職員に対するあらゆる不当要求行為及び暴力的不当要求行為（以下「不当要求行為等」という。）を未然に防止するとともに、不当要求行為等に対して町としての統一的な対応方針等を定めることにより、町民及び職員の安全と公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(不当要求行為等の定義)

第2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 暴力行為、脅迫行為、威力を示す行為、困惑させる行為その他これらに類する社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由もなく、職員に面会を強要する行為
- (3) 乱暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせる行為
- (4) 正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により機関紙及び図書等の購入、工事計画の変更、工事の中止、下請参入並びに法外な補償等を不当に要求する行為
- (5) 職員の職務遂行に支障をきたす長時間にわたる一方的な面談又は電話への対応を強要する行為、誹謗中傷するビラ等の配布、自宅周辺での迷惑行為その他プライバシーを侵害し、又は不当な圧力を与える行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持及び事務事業の執行に支障を生じさせる行為
- (7) その他前各号に準ずる行為

(委員会の設置)

第3条 不当要求行為等の防止に関する基本となるべき事項を協議検討するため、不当要求行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、各部門企画監をもって充てる。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の事業)

第6条 委員会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不当要求行為等の実態把握及び対策事項の協議
- (2) 関係機関との情報交換及び連絡調整
- (3) 不当要求行為等の未然防止及び啓発活動
- (4) その他目的を達成するため必要な事業
(不当な要求に対する職員の職務)

第7条 職員は、一切の不当な要求に応じてはならない。

(不当要求行為等発生時の措置)

第8条 職員は、不当要求行為等を受け、又は不当要求行為等に関する事案を知ったときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、所管する業務に関して不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちに当該不当要求行為等をする者又はそのおそれのある者に対し、注意又は警告、退去命令、排除等必要な措置を講じ、不当要求行為等発生報告書により、委員長に報告しなければならない。この場合において、所属長は、事態が緊迫していると認めるときは、直ちに警察等関係機関に通報するものとする。

3 委員長は、前項に規定する報告を受けたときは、直ちに所属長に不当要求行為等の事実関係の調査による実態把握を命じるとともに、必要に応じ委員会を招集し、対応対策、対応方針等を協議するものとする。

(不当要求行為等の行為者への法的措置等)

第9条 町長は、前条第2項の措置を講じてもなお不当要求行為等が止まないとき又は前条第3項の規定による協議の結果必要と認めるときは、捜査機関への告発、仮処分の申請、訴えの提起その他必要な法的措置を講じるものとする。

(不当要求行為等への対応)

第10条 不当要求行為等に対しては、複数の職員で対応するものとする。

2 不当要求行為等に対応する場合は、き然とした態度で冷静に対応し、その内容を記録するものとする。

3 不当要求行為等に対応する場合は、別に定める対応方針に従うものとする。ただし、対応方針が定まっていないとき又は対応方針に定めのない事項で急を要する場合は、対応する職員が必要な措置を講ずることができるものとする。この場合は、直ちに、所属長及び委員長に報告しなければならない。

4 対応内容については、その都度、速やかに所属長及び委員長に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、不当要求行為等対策に関し必要な事項は、町長が別に定める。